

糸魚川市ガス上下水道事業における官民連携検討に向けた意見聴取実施要領

令和6年1月
新潟県糸魚川市

1 調査の目的

糸魚川市（以下、「本市」という。）では、ガス、水道、簡易水道、下水道事業で一体的な運営を行い、事業効率化を図ってきました。一方、人口減少による収入減少や老朽化施設の増加、技術職員の減少など、事業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうした背景を踏まえ、今後も安定的に事業運営を継続するため、事業費の適正化や人材の確保を図るとともに、持続可能な経営を確保する一手法として、官民連携事業の検討を進めています。今回、その一環として、民間事業者様の現時点でのご関心度や事業方式に関する意見聴取を行い、今後の官民連携事業導入に向けた検討を進めたいものです。

2 調査概要

(1) 本市が想定する官民連携事業の概要（詳細は、貸与する参考資料を参照）

ア 検討対象とする事業方式

	方式① 包括委託	方式② 公共施設等運営事業 + 包括委託	方式③ 事業譲渡 + 包括委託
ガス事業	包括委託	公共施設等運営事業	事業譲渡
下水道事業			包括委託
水道事業		包括委託	
簡易水道事業			

- ・方式①、方式②、方式③のいずれの方式も、4事業一体で事業発注を行う。
- ・事業実施主体として、本市が一部出資を行う官民連携出資会社の設立も検討

イ 対象業務範囲

凡例： 市が実施 民間に一部業務を委託 民間に全業務を委託 民間へ譲渡

主な業務分担			現行			方式① 包括委託			方式② 公共施設等運営事業 + 包括委託			方式③ 事業譲渡 + 包括委託		
			ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道	ガス	下水道	水道 簡易水道
日常 業務	施設	運転維持管理・修繕	監視	運転管理	点検	包括	公共施設等運営	包括	譲渡	包括				
	管路	維持管理・修繕	点検	点検・清掃										
		窓口・検針・料金徴収	検針											
		災害対応				現場対応	現場対応			現場対応				
更新 業務	施設	設計・工事	設計											
	管路	設計・工事	設計						設計		設計			
	整備計画策定					計画策定支援			計画策定支援		計画策定支援			
管理 業務	経理事務					経理事務支援	経理事務支援				経理事務支援			
	契約事務													
経営 計画	経営(料金決定)							料金上限は市が設定						
	長期計画策定					計画策定支援	計画策定支援				計画策定支援			
ガス 小売	ガス料金メニュー設定・ 顧客開拓					顧客開拓								

(2) 対象者

本調査の趣旨を踏まえ、事業者として参入を検討する意向を有しており、かつ、以下のア～ウのいずれかに合致する法人または法人グループ。

ア 上下水道事業に関する包括委託等(PPP/PFI)の受託実績がある者

イ 一般ガス導管事業の許可を受けている者（若しくは同等の保安体制を構築できる者）

ウ その他、インフラ事業（鉄道、道路、電力、通信等）の許認可を受けており、本件事業への参画に必要な実施体制を有している者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者になりません。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年施行令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律 172 号）並びに民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中に該当する者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当する者

(3) 調査内容

本市が想定するガス上下水道事業の官民連携事業について、ご回答いただける範囲で、ご意見、ご提案をお聞かせください。

- | |
|---|
| ・事業方式
・実施期間、実施体制
・各事業の業務内容
・コスト削減効果 など |
|---|

【備考】

- ・今回の意見聴取への参加有無及び回答内容は、今後本件に関する調達を実施する場合であっても、優位性を持つものではありません。また、回答された内容が法的拘束力を持つことはありません。

3 実施スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和 6 年 1 月 19 日（金）
関心表明書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）の受付期限	令和 6 年 1 月 19 日（金）から 令和 6 年 1 月 29 日（月）午後 5 時まで
調査票の送付 参考資料の貸与	関心表明書及び誓約書を受理した日から 2 日 程度で送付します。
調査票の回答期間	令和 6 年 2 月 16 日（金）まで

※追加質問がある場合、別途インタビューをさせていただく場合がございます。

4 意見聴取への参加手続き

(1) 関心表明書及び誓約書の提出

参加要件を満たし、本意見聴取に参加する意思のある者は、次のとおり関心表明書、誓約書を提出してください。

- ア 提出期限 令和6年1月29日(月)午後5時まで
- イ 提出書類 ・関心表明書(様式第1号) 1部
・誓約書(様式第2号) 1部
- ウ 提出方法 持参または郵送(持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。)
- エ 留意事項 提出前、事前に電子メールにて関心表明書、誓約書を送付してください。

(2) 調査票の送付及び参考資料の貸与

調査票及び参考資料は、本市が、関心表明書、誓約書を受理した日から2日程度で送付します。なお、送付は電子メールを予定しています。

(3) 調査票の回答期間

意見や提案等を記載した調査票を、電子メールにより提出してください。

- ア 提出期限 令和6年2月16日(金)午後5時まで
- イ 提出書類 調査票 1部
※必要に応じて補足資料をご提出いただいても構いません。
- ウ 提出方法 電子メール(件名を「【官民連携調査票の提出】事業者名」として
ください。)
- エ 留意事項 調査票送付後、担当者へ送信した旨をご連絡ください。

5 その他

- (1) 本調査の回答に要する経費は、すべて事業者様のご負担とします。
- (2) 必要に応じて追加でヒアリング(文書による照会を含む)を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 本市において、提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用することはありません。ただし、外部(地元関係者、議会、報道機関等)に対する情報提供のため、意見の一部を公開する場合があります。この場合、事業者様や回答内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを公開するものとします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 本市が事業者様に貸与する参考資料に含まれる情報は、いずれも本市の業務上重要な情報であるため、意見聴取の参加に係る検討以外の目的で使用すること及び本調査で知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (6) 本調査について、本市はEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に業務を委託しており、問合せ対応等は同社を含めて行います。

6 問合せ及び書類提出先

〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号

糸魚川市ガス水道局 経営係 担当：小熊・横川

TEL：025-552-1540 FAX：025-552-0550

Mail：gas@city.itoigawa.lg.jp